

令和6年度 市民活動モデル町会支援事業 募集案内

佐野市では、地域の助け合いや良好な生活環境の保全、地域の一体感の醸成など、地域の課題に取り組む町会を募集します。採択された町会には、事業費の一部を交付します。また、町会の活動PRの協力を行います。

採択については、審査会を開催し、審査委員が面談と書類により審査を行います。

【応募資格】

次の条件を全て満たしていることとします。

- ・町会で新たにに取り組む事業、または従来実施している事業の充実を図るもの、もしくは継続的に実施するもので一時的な支援が必要なもの

【対象となる事業】

- (1) 地域の資源、財産
又は文化を守り継承する事業
- (2) 地域のくらしの安全
及び市民生活の向上を図る事業
- (3) 市民の福祉の増進を図る事業
- (4) 人権を尊重し
差別のない社会の構築に寄与する事業
- (5) 地域経済活動の活性化を促す事業
- (6) まちづくりへの関心を高める事業

【対象とならない事業】

- ・特定の政党の支持、宗教の布教、選挙運動を目的とする事業



さのブランドキャラクター
さのまる©佐野市

◆助成内容

助成は1年間10万円を上限とし、令和6年度・令和7年度2年間の助成を予定しています。なお、交付金の交付終了後も活動を継続してください。
注意) 助成金額は審査会により決定します。

◆助成対象経費

- 報償費（講師に対する謝金等）
- 消耗品費（文具、用紙等）
- 燃料費（ガソリン代）
- 通信運搬費（郵送料等）
- 保険料（事業実施用のもの等）
- 使用料貸借料（会場、機械等）
- 備品購入費（事業実施に必要と認められるもの）
- その他（事業実施に特に必要と認められるもの）
- 旅費（鉄道等運賃）
- 食糧費（飲物代程度）
- 印刷製本費（チラシ作成費等）
- 手数料（代金の銀行振込等）
- 委託料（事業実施用のもの等）

※事業実施に伴う経費であっても、参加者に対する日当等は助成対象外

◆応募方法

次の書類を、①から③の要領で提出してください。

- 佐野市市民活動モデル町会支援事業応募申請書（別記1）
- 令和6・7年度市民活動モデル町会支援事業実施計画書（別記2-1、別記2-2）
- 令和6・7年度市民活動モデル町会支援事業収支予算書（別記3-1、別記3-2）
- その他（団体の活動内容がわかるパンフレット、チラシ等）

- ① 提出期間 4月1日（月）～4月30日（火）（土・日・祝除く）
- ② 提出先 佐野市役所 市民生活課（市役所5階）
- ③ 提出方法 市民生活課に直接持参

※書類は、市民生活課(市役所5階)の窓口のほか、田沼・葛生行政センター、各地区公民館、市民活動センターここねっとにあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

◆応募から事業完了までのスケジュール

期 日	事 項
4月1日～4月30日	応募受付期間
6月下旬頃	応募事業の審査会（事業概要の説明があります）
7月上旬頃	採択事業の決定
7月下旬頃	交付金交付の申請、請求
8月頃	交付金交付
令和7年3月頃	実績報告書等の提出（事業実施の見込みを含む） 事業報告会の開催
令和7年3月31日	事業完了

●実績報告書の提出、事業報告会

実施した事業は、市ホームページ等で紹介するとともに、3月の事業報告会で審査委員等に報告していただきます。報告会の前までに、事業実績報告書（活動時の写真添付）、収支決算書、領収書の写しをご提出いただきますので、領収書等は大切に保管してください。

●令和4・5年度助成町会

山形町会（山園グランド整備事業）



内堀米町会（堀米運動場の整備）



●令和5年度助成町会

下秋山町会（花いっぱい運動事業）



◆3月の令和6年度予算の成立をもって、本事業実施が決定します。

◆申込み・お問い合わせ先

佐野市役所 市民生活課

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

電話 0283-20-3014

ファックス 0283-20-3046

E-mail shiminseikatu@city.sano.lg.jp